

# 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案及び規則案の概要

## 1 概要

令和4年に公布された改正児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4第2項により、各都道府県に一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の制定が義務づけられました。

また、令和6年4月に施行された内閣府令において「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）が示されました。

これまで、児童養護施設の設備・運営基準が準用されていましたが、一時保護は子どもにとって不安が大きい状況であり、より手厚い対応が必要という観点から、新たに一時保護施設独自の設備・運営基準について条例を制定します。

【制定する条例】※括弧内は制定の基準となる府令

○一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号））

なお、条例では、趣旨及び基本方針等について定めることとし、具体的な基準内容は、条例から委任された規則において定めることとします。

## 2 条例で定める基準の種別

条例は、制定の基準となる内閣府令を基に、基準事項ごとに定められた以下の基準種別に従って定めることとされています。

基準種別	基準の性格
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

## 3 条例・規則の制定方針

基準事項のうち「従うべき基準」とされるものについては内閣府令と同内容の基準を定めます。

「参酌すべき基準」のうち、非常災害対策について、内閣府令を参酌した上で、同府令と異なる基準（独自基準）を定めることとします。その他の「参酌すべき基準」は、内閣府令と同内容の基準を定めます。

規則における基準種別の概要は次のとおりです。

○一時保護施設の設備及び運営の基準に関する規則

基準区分	基準種別	主な基準事項
配置する職員及びその員数	従うべき基準	(14～16、20)職員配置基準 (17～19)児童指導員、心理療法担当職員、学習指導員等の資格
	参酌すべき基準	(12)職員の一般的要件 (20)他の社会福祉施設を併せて設置する場合に兼ねることができる職員

安全計画の策定等		従うべき基準	(2)安全計画、(29)秘密保持
		参酌すべき基準	(10)業務継続計画の策定
設備 基準	居室	従うべき基準	(11、20)居室の整備 (11)居室面積
		参酌すべき基準	(11)居室の入所定員
	その他の設備基準	従うべき基準	(11、20)設備の基準（学習室、相談室、食堂、調理室、浴室、便所、屋内又は屋外運動場）
		参酌すべき基準	(20)他の社会福祉施設を併せて設置する場合に兼ねることができる設備
運営基準 (上記以外のもの)		従うべき基準	(3)自動車を運行する場合の所在確認、(4)平等原則、(5)権利擁護、(6)権利の制限、(7)行動の制限、(8)児童の所持品等、(9)虐待等の禁止、(22)食事の提供、(25)通学支援、(13)職員に対する権利擁護研修の確保
		参酌すべき基準	(1)非常災害対策、(13)職員の知識及び技能の向上、(25)生活支援、(25)教育支援、(25)親子関係再構築支援、(21)衛生管理、(23)健康状態の把握、(24)一時保護施設における養護、(26)関係機関との連携、(27)内部規定、(28)帳簿の整備、(30)苦情への対応、(31)電磁的記録

#### 4 骨子案

##### (1)非常災害対策【参酌すべき基準】

府令のとおり、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する訓練をするよう務めなければならないこととします。

加えて、府令には規定されていませんが、本県独自の取組として、以下のことを規定することとします。

- ①非常災害時の関係機関への通報体制、関係機関との連絡体制、避難・誘導體制の整備、それらの定期的な職員への周知義務
- ②施設周辺の環境を踏まえ、地震、風水害、火災その他の非常災害に応じた計画の策定義務
- ③防災訓練への参加等、防災訓練に関する地域との連携についての努力義務
- ④防災研修への職員の参加等、職員の防災教育に関する努力義務
- ⑤非常災害に備えた、食料、飲料水等の生活に必要な物資の備蓄に関する努力義務

##### (2)安全計画の策定等【従うべき基準】

府令のとおり、児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他安全に関する安全計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じなければならないこととします。

**(3) 自動車を運行する場合の所在の確認【従うべき基準】**

府令のとおり、児童の施設外での活動のための移動等のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならないこととします。

**(4) 入所した児童を平等に取り扱う原則【従うべき基準】**

府令のとおり、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならないこととします。

**(5) 児童の権利擁護【従うべき基準】**

府令のとおり、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由等について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならないこととします。

**(6) 児童の権利の制限【従うべき基準】**

府令のとおり、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならないこととします。

**(7) 児童の行動の制限【従うべき基準】**

府令のとおり、施設等により児童の行動を制限してはならないこととします。

**(8) 児童の所持品等【従うべき基準】**

府令のとおり、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならないこととします。

**(9) 虐待等の禁止【従うべき基準】**

府令のとおり、入所中の児童に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこととします。

**(10) 業務継続計画の策定等【参酌すべき基準】**

府令のとおり、感染症や非常災害の発生時において、入所児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。

**(11) 設備の基準 設置・居室面積＝【従うべき基準】、居室面積以外＝【参酌すべき基準】**

府令のとおり、建物の基準、設置すべき設備及びその基準を定めることとします。

**(12) 一時保護施設における職員の一般的要件【参酌すべき基準】**

府令のとおり、入所児童の保護に従事する職員に必要な要件を定めることとします。

**(13) 一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等**

権利擁護研修＝【従うべき基準】、権利擁護研修以外＝【参酌すべき基準】

府令のとおり、職員は一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととします。

**(14)職員【従うべき基準】**

府令のとおり、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならないこととします。

**(15)夜間の職員配置【従うべき基準】**

府令のとおり、夜間に必要な職員の配置について定めることとします。

**(16)一時保護施設の管理者等【従うべき基準】**

府令のとおり、管理者や指導教育担当職員に必要な要件を定めることとします。

**(17)児童指導員の資格【従うべき基準】**

府令のとおり、児童指導員に必要な要件を定めることとします。

**(18)心理療法担当職員の資格【従うべき基準】**

府令のとおり、心理療法担当職員に必要な要件を定めることとします。

**(19)学習指導員の資格【従うべき基準】**

府令のとおり、学習指導員に必要な要件を定めることとします。

**(20)他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準**

居室及び設備、児童に直接従事する職員に係る部分＝【従うべき基準】、  
居室及び設備、児童に直接従事する職員に係る部分以外＝【参酌すべき基準】

府令のとおり、他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準を定めることとします。

**(21)衛生管理等【参酌すべき基準】**

府令のとおり、入所児童の使用する設備、食器等の衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならないこととします。

**(22)食事【従うべき基準】**

府令のとおり、入所児童への食事の提供に必要な要件を定めることとします。

**(23)入所した児童及び職員の健康状態の把握等【参酌すべき基準】**

府令のとおり、入所児童の健康状態を把握するため、児童の状況等に応じ、医師等による診察その他の必要な措置を講じなければならないこととします。

**(24)養護【参酌すべき基準】**

児童の安定した生活環境や、児童の安全確保に必要な要件を定めることとします。

**(25)生活支援、教育及び親子関係再構築支援等**

児童の通学支援＝【従うべき基準】、児童の通学支援以外＝【参酌すべき基準】

府令のとおり、生活支援、教育支援、通学支援及び親子関係再構築支援について必要な要件を定めることとします。

**(26) 関係機関との連携【参酌すべき基準】**

府令のとおり、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならないこととします。

**(27) 一時保護施設内部の規程【参酌すべき基準】**

府令のとおり、一時保護施設において必要な事項につき規程を設けなければならないこととします。

**(28) 一時保護施設に備える帳簿【参酌すべき基準】**

府令のとおり、入所児童の処遇状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこととします。

**(29) 秘密保持等【従うべき基準】**

府令のとおり、職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又は家族の秘密を漏らしてはならないこととします。

**(30) 苦情への対応【参酌すべき基準】**

府令のとおり、入所児童又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならないこととします。

**(31) 電磁的記録【参酌すべき基準】**

府令のとおり、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとします。

**5 施行期日**

令和7年4月1日